

公益財団法人ジョン万次郎ホイトフィールド記念
国際草の根交流センター

役員報酬規程

(総則)

第1条 公益財団法人ジョン万次郎ホイトフィールド記念 国際草の根交流センター
一定款 27 条に定める役員にたいする報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の構成)

第2条 役員(常勤の役員をいう。以下同じ)の報酬は、給与および通勤手当とする。

(給与額)

第3条 役員の給与の月額は、次の通りとする。

理事長	850,000円以内
役付理事	800,000円以内
理事・監事	750,000円以内

2 給与月額については、第1項の範囲内で理事長が理事会に提案し、理事会の承認を得るものとする。

(給与の支払日及び支払い方法)

第4条 給与は前月 21 日以降当月 20 日までの勤務に対し、毎月 25 日に支給する。ただし、当日が休日に当たるときは、その前の勤務日の支給とする。

2 新たに役員となった者の最初の給与は、就任日からの日割り計算(円未満切り上げ)により支給する。

3 役員が辞任し、又は解任された場合には、その日までの給与を日割り計算(円未満切り上げ)にて支給する。

4 役員が死亡により辞任した場合には、その月までの給与を支給する。

2 給与の支給は、原則として銀行振り込みによって行う。

(給与控除)

第5条 次の各号に掲げるものは給与より控除する。

- 1 役員が支払うべき給与所得税及び地方税
- 2 法定の社会保険料及び労働保険料の役員負担分
- 3 その他役員と協定して定めたもの

(通勤手当)

第6条 通勤手当の額は、非課税限度額を超えない範囲で、財団が定める様式に則って請求された自宅あるいは現住地から財団事務所までの交通費(除くタクシー利用)を実費にて支給する。

- 2 事務所勤務を原則とする役員については、非課税限度額を超えない範囲で、当月21日より当月20日までの定期代を毎月25日に支給することができる。

(欠勤又は休職期間中の報酬)

第7条 欠勤又は休職期間中は報酬を支給しない。

(欠勤又は休職期間中の給与補償給付金)

第8条 業務内外の傷病により休勤したときは、次の定めにより補償給付金を支給する。ただし、健康保険による傷病手当金を給付された期間についてはその差額のみ見舞金として支給する。

- 1 就任3年未満の場合

- (1) 1ヶ月以内の休勤の場合

給与月額の10割

- (2) 1ヶ月を越える休勤の場合

ア) はじめの1ヶ月 給与月額の6割(円未満切り上げ)

イ) 2ヶ月目及び3ヶ月目 給与月額の5割(円未満切り上げ)

- 2 就任3年以上

3ヶ月間 給与月額の10割

- 3 傷病以外の理由により休勤したときは、その期間の補償給付金又は見舞金は支給しない。

(休業手当)

第9条 天災事変、電力事情、その他不可抗力に基く場合を除き、業務上やむをえない

事由により休業したときは、休業手当として給与の6割(円未満切り上げ)を支給する。

(過払いの返還)

第10条 役員が辞任、又は解任された場合で過払いが生じた場合は、その過払い分(円未満切捨て)について返還するものとする。

附 則

本規程は、平成26年4月1日から施行する。